

八戸市農業委員会 8月総会議事録

日時：平成 30 年 8 月 10 日（金）午後 1 時 30 分
場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

農業委員数：18 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、
6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、
10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、
14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、17 番 伏守 文宏、
18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：20 名

1 番 木村 弁一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、5 番 大久保 秀幸、
6 番 清川 新一、8 番 田中 忠二、9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、
11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、
15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、
19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

欠席した委員

農業委員：5 番 釜石 幸史朗

農地利用最適化推進委員：2 番 坂下 彌一、7 番 赤坂 力雄

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司
主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。
本日は、釜石委員、坂下推進委員、赤坂推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。
会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。
次第の裏面をご覧ください。
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。
それでは、会長、よろしく願います。

会長

皆様におかれましては大変お忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。また、先月 25 日から 3 日間の視察研修に参加された方々、大変お疲れ様でした。移動距離の長い研修でしたけれども、タブレットを使用した農地パトロールを行い、効率アップを図っている農業委員会さんとか、地域の協力を得ながら耕作放棄地対策に委員が積極的に携わる姿を学ぶことができました。地域や農地に対する思いが伝わるお話を伺い、これから私たちの活動に大いに参考になるものと思っております。また、今月 21 日には三八地区農業委員会大会、八戸市での開催ですので、万障繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願いいたします。それでは、本日の議事に関しましても慎重審議をよろしく願います。

ただいまから、議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、10 番 明戸政勝委員、11 番 山内光興委員、両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 36 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

高橋(勝)委員
3条 28 番

高橋から報告いたします。去る7月30日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料1ページ、番号28番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。確認しています。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。作付計画は、にんにくです。過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は平成27年9月に渡人の要望により田を取得しています。通作距離は4kmです。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は13年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター2台、田植機1台を保有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

森(光)委員
3条 29 番

森から報告いたします。去る7月30日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料1ページ、番号29番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人双方本人が出席しました。両者の関係は知人とのことです。態様別は賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、ネギです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は申請時には15kmとなっていました。調査の段階で直線距離で300mくらいのところに引越しをする準備中だということです。8月中には引越しできるとのことです。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は、友人のにんにく等の農作業の手伝いの経験があります。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業兼業者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、トラック各1台を導入予定とのこと。また、渡人はトラクター及び使用できる農機具は使用しても構わないとのこと。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

河原木委員

続きまして河原木から報告いたします。去る7月30日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料1ページ番号30番と資料2ペー

ジ番号 31 番、32 番を調査してまいりましたので報告いたします。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 30 番

30 番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は特にありません。態様別は、5 年間の賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。作付計画は、イチゴです。過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 3km です。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は 1 年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 1 人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、トラック、畝立て機、動力噴霧器、草刈機 各 1 台を導入予定とのことです。

3 条 31 番

資料 2 ページをご覧ください。番号 31 番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。作付計画は、ネギです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 1.5km です。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は 55 年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、自走草刈機を各 1 台保有しています。

3 条 32 番

続きまして、32 番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。作付計画は、長いもです。過去 3 年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は今年 2 月に規模拡大のため田を取得しています。通作距離は 100m です。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化なし。宅地化なし。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はありません。農業経験は 15 年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 4 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人でございます。農機具保有状況は、トラクター、草刈機を各 2 台、運搬機、薬剤散布車を各 1 台所有しています。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

下館委員
3 条 33 番

下館から報告いたします。去る 7 月 30 日、松橋農業委員と市庁別館 7 階会議室 C におきまして、番号 33 番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受

人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は、20年間の賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、通清水は水稻で、上町はレタスです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は1kmです。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地ですが通清水はあり、上町はなしです。農業経験は21年。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち兼業者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機各1台を親から借用するとのことです。

なお、この案件はこの後、説明をする議案第40号農地法第5条許可申請番号16番・17番と関連した案件となっています。5条許可申請では今回の3条許可申請地のうち、上町の畑1,600㎡に受人夫婦がそれぞれ800㎡ずつ、一時転用で営農型太陽光発電設備を設置したいと申請されています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3
会長

次に、日程第3、議案第37号、平成30年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第37号「平成30年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借3件、使用貸借3件の計6件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手6名で、利用権設定面積は41,230㎡でございます。借り手及び貸し手の住

利用集積 1 番	<p>所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p> <p>番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年 3 ヶ月間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 2 番	<p>番号 2 番、利用権の種類及び内容は、ニンジン・ジャガイモを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 3 番	<p>番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 4 番～ 6 番	<p>番号 4 番から資料 4 ページの番号 6 番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。</p> <p>番号 4 番、番号 5 番について、利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては資料に記載のとおりでございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p> <p>番号 6 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>公告年月日は、平成 30 年 8 月 16 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第 4 会長	<p>次に、日程第 4、議案第 38 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、議案第 38 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 2 件、使用貸借 1 件となっております。借り手の人数に</p>

つきましては1名で、利用権設定面積は10,903㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号4番から番号6番に関連する事案も含まれております。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番～3番

番号1番から番号3番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号1番と番号2番は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。番号3番は、水稻を作付けするために、10年間使用賃貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第39号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

松橋委員
4条6番

松橋から報告します。去る7月30日、中村委員と別館7階会議室Cにおいて、議案第39号の6番を調査して参りましたので報告します。資料7ペ

ージをお開き願います。申請人の住所、氏名、職業、及び、土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。番号6番ですが、調査には、本人が出席しております。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、平成30年8月20日から平成30年9月10日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、申請地周囲にフェンス及び虎ロープを設置します。立地条件は、旧八戸市立中野小学校から南西側約800mに位置し、田・山林に囲まれています。申請地は公道に接続していませんが、公道まで通じる通行承諾書を提出しております。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間、休耕地となっていたため地力が低く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6
会長

次に、日程第6、議案第40号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

中村委員
5条13番

中村から報告します。去る7月30日、松橋委員と別館7階会議室Cにおいて、議案第40号の13番、14番、15番を調査して参りましたので報告します。資料9ページをお開きください。いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。番号13番ですが、調査には、受人は夫婦ですが夫は本人、妻は代理人が出席しました。渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、住宅・車庫・物置各1棟建築です。実施計画は、平成30年10月8日から平成31年1月26日までです。資金

5条 14番

調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが事前相談済みということです。埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽、浸透枡を設置します。立地条件は、八戸市立白銀南小学校から西側約100mに位置し、畑・住宅に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

続いて番号14番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与。転用目的は、住宅・物置各1棟建築です。実施計画は、平成30年9月10日から平成30年12月31日までです。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが事前相談済みです。埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、砂利敷きをし、浄化槽、浸透枡を設置します。立地条件は、八戸市立田面木小学校から北西側約450mに位置し、畑・宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等ですが、申請地は、相続税猶予対象農地となっており、渡人に相続税猶予対象農地であることをわかったうえでの許可申請であるか確認したところ、わかっているとのことでした。

5条 15番

続いて番号15番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、駐車場です。受人は東八戸病院を経営しており、職員用の駐車場が不足していることから、申請地を駐車場として利用したいとのことでした。実施計画は、平成30年10月15日から平成30年10月31日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、砂利敷きをします。立地条件は、八戸市立東中学校から南東側約1.6kmに位置し、畑・山林・宅地に囲まれています。申請地は公道に接続していませんが、受人所有の宅地を通り市道に接続します。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、申請地の周囲には大きな木々があり日当たりが悪いため、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

松橋委員

5条 16番、17番

続きまして、議案第40号の16番、17番を松橋から報告します。資料10ページをお開き願います。両案件とも、先ほどの議案第36号 農地法第3条許可申請 番号33番と関連する案件となっております。許可申請の内容は3条許可で父親から娘が借りた上町の畑1,600㎡を娘夫婦の妻と夫のそれぞれの名義で800㎡ずつ営農型太陽光発電設備を設置するというものとなっております。営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農をしな

がら上部空間に太陽光パネルを設置し発電を行うものです。営農型太陽光発電の転用許可申請は原則的に最長3年間の一時転用であり、長期間発電を継続する場合は3年毎に許可申請を繰り返すこととなります。また、転用面積についても太陽光パネルの面積ではなく、それを支える架台の支柱の面積となります。今回の申請の場合、1件あたりの支柱の面積ですが、太さ約9cmの支柱56本分の面積となり計算すると0.35㎡となります。両案件とも同世帯の夫婦による同地番の同内容の転用ですので一括して報告します。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は妻の代理人として夫本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は16番は親子、17番は義理の親子です。態様別は使用貸借。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置です。実施計画は、平成30年10月1日から平成33年9月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は櫛引遺跡内ですが7月18日に届出済み、土地改良区の意見は不要です。立地条件は、八戸市立明治中学校から南側約700mに位置し、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外にあたるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。両案件とも、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。なお、営農型太陽光発電の案件は農地法第5条第3項の規定に基づき、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である農業会議へ意見聴取を行うこととなります。なお、この案件ですが、太陽光パネルの下にレタスを栽培するということですが、毎年収量の報告をしなければならず、収量が前年の8割を下回った場合は、事業自体を白紙に戻し、更地にして返すという条件がついております。私たちも良いことだとは思いますが、注視していかなければならないと思います。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

赤坂委員

はい。

会長

はい、赤坂委員。

赤坂委員

16番の件ですが、最初の許可の更新が必要になるとのことで、前年度の8割未満になると計画がダメになり、設備自体撤去して更地にして返すということですがけれども、かなりリスクの高い事業を決断されたと思いますけれども。

松橋委員

最初事務局に相談に来たときも、新規でレタスをやってちゃんとできるの

ですかと聞いたら、やれます、ということなので。大変じゃないですかと確認しても、必ずやります、とのことで。収穫した物も自分の施設で利用したり職員に販売したりするということですが、農作物を作るにあたってどうなのかというところなのですが、本人はやるということなのでそれ以上、私たちからはダメとは言えないところです。もし撤去することになった場合、その撤去費用に関しても、自前の資金で行うという証明書を出しておりますし、その辺は重々承知ということでした。

赤坂委員

はい、了解いたしました。要注視ということで。

会長

はい、谷地委員。

谷地委員

撤去になった場合、撤去費用の補償金は積んであるのでしょうか。

松橋委員

自前資金でやるということです。

谷地委員

お金が無くてできなかった場合に罰則とかはあるのですか。

松橋委員

その資金の確認で、残高証明を提出いただいております。ただ、収量が2割以上減って撤去命令が出されても撤去しない場合に委員会として法的な拘束力があるのかどうかは確認が必要ですが、そういった点を委員会として注視していかなければならないと考えます。

会長

事務局から何かありますか。

大里主幹

事務局の大里から補足いたします。今回の場合、事業費約 2,000 万円は借入ということで銀行からの融資証明を添付し、その他に営農型の場合は、先ほども言ったように基本は作物が第一であり、2割以上収量が減った場合に撤去命令が出され、その撤去費用ということで銀行からの融資証明とは別に、個人の残高証明 100 万円をそれぞれ提出いただいております。

谷地委員

100 万円くらいで撤去できるものなのか。

大里主幹

県に確認したところ、太陽光パネルの処分ではなく撤去、その場所から動かしてくださいというもので、毎年報告を受けて農作物に影響があると判断された場合に撤去するための費用で、処分するのではないので、別の場所に動かしてやるのは構わないということです。

谷地委員

はい、わかりました。

会長

近くの方は注意しながら見ていってもらわないと、収量といってもどこを基準にというのもあるかなど。皆さんで注意して見て 3 年後どういう状況になっているのか、また別の案件も出てくる可能性もありますので、その点も考えていただいて進めていただきたいと思います。

その他、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7
会長

次に、日程第 7、議案第 41 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

小笠原技能主事

事務局小笠原から、議案第 41 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。平成 30 年度の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地「B 分類」と思われる農地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。荒廃農地の判断基準では、「森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」とされています。

それでは、内容についてご説明いたします。資料の 11 ページから 19 ページにわたる荒廃農地関係資料一覧表をご覧ください。今回判断していただく土地は、平成 30 年 6 月 15 日と 6 月 22 日の、2 回調査した農地のうち、非農地と思われる土地 166 筆、約 33.1ha でございます。別冊の現地写真及び位置図とともにご覧ください。

荒廃農地 1 番
～106 番

番号 1 番から 106 番までは、6 月 15 日に加藤委員・三浦勝浩委員・田名部委員により現地を調査した土地で、番号 1 番から 104 番は位置図では「A」付近及び「B」付近の館地区櫛引で、現地写真は 1 ページの 1 番から 35 ページの 104 番です。番号 105 番、106 番は、位置図では「A」付近の館地区上

野で現地写真は 35 ページ 105 番から 36 ページ 106 番です。なお、31 ページ 91 番から 32 ページ 94 番は草木が生い茂り近くまで行く事が困難だった為に航空写真とさせていただきます。

荒廃農地 107 番
～166 番

次に、番号 107 番から 166 番までは、6 月 22 日に寺沢委員・山田委員・田中忠二委員により現地を調査した土地で、番号 107 番から 148 番は、位置図では「A」付近の館地区櫛引で、現地写真は 36 ページの 107 番から 50 ページの 148 番です。番号 149 番から 154 番は、位置図では「C」付近の館地区坂牛で現地写真は 50 ページ 149 番から 52 ページ 154 番です。番号 155 番 156 番は、位置図では「C」付近の館地区八幡で現地写真は 52 ページ 155 番 156 番です。番号 157 番から 166 番は、位置図では「C」付近の田面木地区で現地写真は 53 ページ 157 番から 56 ページ 166 番です。

以上、ご説明いたしました土地は、何れも森林原野化が著しく農地の復旧は困難な土地との意見でした。つきましては、この 166 筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目につきましては、所有者が変更登記をする必要がある旨申し添えます。また、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきましてありがとうございました。荒廃農地のパトロールについては、これからもよろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第 8

会長

次に、日程第 8、報告第 33 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の 7 月分でございます。資料の 21 ページをお開き願います。権利取得者、前権

利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料 21 ページ番号 76 番から資料 23 ページ番号 84 番までの計 9 件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号 77 番が希望ありで対応中、その他はなしとなっております。いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 9、日程第 10
会長

次に、日程第 9、報告第 34 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 10、報告第 35 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条、5 条届出の 7 月分でございます。まず 4 条からご報告申し上げます。資料の 25 ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

会長

4 条 13 番

番号 13 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

4 条 14 番

番号 14 番、転用目的は放課後児童預かり施設 2 棟建築でございます。

続いて、5 条につきましてご報告申し上げます。27 ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条 83 番

番号 83 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5 条 84 番、85 番

番号 84 番、85 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 86 番～88 番

番号 86 番、87 番、88 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5 条 89 番、90 番

番号 89 番、90 番、転用目的は事務所 1 棟建築でございます。

5 条 91 番

番号 91 番、転用目的は宅地拡張でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 92 番～94 番

番号 92 番、93 番、94 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5 条 95 番～97 番

番号 95 番、96 番、97 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 98 番	次ページをお開き願います。 番号 98 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。
5条 99 番、100 番	番号 99 番、100 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条 101 番	番号 101 番、転用目的は物置 1 棟建築でございます。
5条 102 番、103 番	番号 102 番、103 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 104 番	番号 104 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。
5条 105 番	番号 105 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 106 番	番号 106 番、転用目的は駐車場でございます。 次ページをご覧ください。
5条 107 番	番号 107 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
会長	以上、報告を終わります。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。
会長	(なしの声あり) ご質疑なしと認めます。
日程第 11 会長	次に、日程第 11、報告第 36 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
小笠原技能技師	事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の 37 ページをお開き願 います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のと おりでございます。
18 条 23 番	番号 23 番につきましては、農業経営基盤強化促進法賃貸借に係る合意解 約で、補償等は無しとなっております。 通知年月日は、平成 30 年 8 月 15 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	ご質疑なしと認めます。

日程第 12
会長

次に、日程第 12、報告第 37 号、農地改良届出についてを議題といたします。
事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の 39 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。7 月は 1 件の届出がございましたが、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。

改良届出 6 番

番号 6 番。届出年月日、受理年月日及び報告年月日はいずれも、平成 30 年 7 月 9 日でございます。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。
以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 30 分)